

一 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会役員候補者選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会(以下「本協会」という。)の定款第6章第25条に定める役員の候補者選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補の資格)

第2条 本協会の役員候補者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の関係法令に定める要件を満たしていること
- (2) 健康であり、業務に支障がないこと
- (3) 遵法精神に富んでいること
- (4) 人格見識とも優れ、本協会活動に貢献し、かつ本協会発展に寄与し得ること
- (5) 本協会の活動に対し、常に実質的に活動しうること

(役員候補者選考委員会)

第3条 理事会は、役員の改選を行う定時総会の相当期間前に、本協会の理事候補者及び監事候補者選考のため、役員候補者選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総会において役員が決定するまで存続する。

3 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 5～8名

4 委員は、名誉会員、顧問、加盟団体長、理事のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

5 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

2 委員会の議長は、委員長が務める。ただし、委員長に事故あるとき又はやむを得ない事由により委員長が欠席するときは、出席委員が協議の上、議長を定める。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めないものとする。

(役員候補者の推薦)

第5条 役員候補者となるためには推薦を必要とする。

2 理事の推薦については、以下のとおりとする。

(1) 加盟団体による推薦。ただし、各加盟団体は1名の推薦に限る。

(2) 委員会による推薦

(3) 名誉会員、顧問、役員による推薦

3 監事の推薦については以下のとおりとする。

(1) 名誉会員、顧問、役員による推薦

(2) 委員会による推薦

(役員候補者の決定)

第6条 委員会は、前条により選出された被推薦者から役員候補者を選考し、役員候補者名簿を作成し、理事会に答申する。ただし、前項により選出された被推薦者の人員が、定款に定める最低人員に不足するときは、委員会は、定員に満つるまで、不足する人員を選考するものとする。

2 前項の答申を受けた理事会は、委員会の答申を尊重して、審議を行い、役員候補者を決定する。

(役員決定)

第7条 理事会は、前条第2項の役員候補者について、総会に提案する。

2 定款26条第1項に基づき、総会は、前項の役員候補者名簿について審議の上、役員を決定する。

(本規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規定は、平成31年1月19日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月7日から施行する。